

○昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の改正案新旧対照
 条文

（傍線部分は改正部分）

改正案		現 行	
<p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分を次のように定める。</p>			
<p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数</p>			
<p>(1)～(3) (略)</p>			
<p>(4) 30, 005kHz 以上の周波数</p>			
<p>ア (略)</p>			
<p>イ 無線通信規則付録第 18 号の表に掲げるもの</p>			
使用電波の型式及び周波数 (MHz)		使用電波の型式及び周波数 (MHz)	
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信
	F 3 E		F 3 E
60	156. 025	60	156. 025 <u>(2)</u>
01	156. 05	01	156. 05 <u>(2)</u>
61	156. 075 <u>(1)</u>	61	156. 075 <u>(2)</u>
02	156. 1 <u>(1)</u>	02	156. 1 <u>(2)</u>

03	62	156. 125 <u>(1)</u>	156. 125 <u>(2)</u>
03	62	156. 15	156. 15 <u>(2)</u>
04	63	156. 175 <u>(1)</u>	156. 175 <u>(2)</u>
04	63	156. 2 <u>(1)</u>	156. 2 <u>(2)</u>
05	64	156. 225 <u>(1)</u>	156. 225 <u>(2)</u>
05	64	156. 25 <u>(1)</u>	156. 25 <u>(2)</u>
06	65	156. 275 <u>(1)</u>	156. 275 <u>(2)</u>
06	65	156. 3 <u>(2)</u>	156. 3 <u>(3)</u> <u>(20)</u>
07	66	156. 325 <u>(1)</u>	156. 325 <u>(2)</u>
07	66	156. 35 <u>(1)</u>	156. 35 <u>(2)</u>
08	67	156. 375 <u>(2)</u> <u>(3)</u>	156. 375 <u>(7)</u>
08	67	156. 4 <u>(2)</u>	156. 4 <u>(3)</u>
09	68	156. 425 <u>(3)</u>	156. 425 <u>(7)</u>
09	68	156. 45 <u>(4)</u>	156. 45 <u>(4)</u> <u>(5)</u>
10	69	156. 475 <u>(1)</u> <u>(2)</u>	156. 475 <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(19)</u>
10	69	156. 5 <u>(2)</u>	156. 5 <u>(3)</u>
11	70	156. 525 <u>(5)</u>	156. 525 <u>(11)</u> <u>(14)</u> <u>(15)</u>
11	70	156. 55 <u>(6)</u>	156. 55 <u>(4)</u> <u>(6)</u>
12	71	156. 575 <u>(7)</u> <u>(8)</u>	156. 575 <u>(13)</u>
12	71	156. 6 <u>(6)</u>	156. 6 <u>(4)</u> <u>(6)</u> <u>(20)</u>

13	72	156.65(10)(11)	156.625(2)(9)	13	72	156.65(16)(17)	156.625(3)(12)(19)
	73	156.675(1)(2)	156.65(11)		73	156.65(16)(20)	156.65(16)(20)
14	74	156.7(6)	156.675(1)(2)	14	74	156.7(4)(6)(20)	156.675(2)(3)(19)
		156.725(7)(8)	156.7(6)			156.725(13)	156.7(4)(6)(20)
15	75	156.75(12)	156.725(7)(8)	15	75	156.75(8)(10)	156.725(13)
		156.75(9)(12)	156.75(9)(12)			156.75(8)(10)(21)	156.75(8)(10)(21)
16	76	156.8(14)	156.775(13)	16	76	156.775(1)	156.775(1)
		156.825(13)	156.8(14)			156.825(1)	156.825(1)
17	77	156.85(12)	156.825(13)	17	77	156.85(8)	156.85(8)(21)
		156.875(15)	156.85(12)			156.85(8)	156.85(8)(21)
18	78	156.9(6)	156.875(9)	18	78	156.875(18)	156.875(12)
		156.925(7)	156.9(6)			156.9(4)(6)	156.875(12)
19	79	156.95(6)	156.925(7)	19	79	156.95(4)(6)	156.9(4)(6)
		156.975(1)	156.95(6)			156.975(2)	156.95(4)(6)
20	80	157.0(6)	156.975(1)	20	80	157.0(4)(6)	156.975(2)
		157.025(7)	157.0(6)			157.025(13)	157.0(4)(6)
21	81	157.05	157.025(7)	21	81	157.05	157.025(13)
		157.075(7)	157.05			157.075(13)	157.05
22		157.1(6)	157.075(7)	22		157.1(4)(6)	157.075(13)
			157.1(6)				157.1(4)(6)

23	82	157. 125 <u>(7)</u>
		157. 15 <u>(16)</u>
	83	157. 175 <u>(1)</u>
24		157. 2 <u>(16)</u>
	84	157. 225 <u>(7)</u>
25		157. 25 <u>(16)</u>
	85	157. 275 <u>(1)</u>
26		157. 3 <u>(16)</u>
	86	157. 325 <u>(8)</u> <u>(16)</u>
27		157. 35 <u>(8)</u> <u>(16)</u>
	87	157. 375 <u>(16)</u>
28		157. 4 <u>(1)</u>
	88	157. 425 <u>(16)</u>

注 1 (1)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。

2 (2)は、船舶局相互間において通信を行う場合に限る。

3 (3)は、水先業務若しくは引き船業務に関する通信を行う場合又は外国の無線局と通信を行う場合に限る。

4 (4)は、港務に関する通信を行う場合又は海上保安庁の無線局

23	82	157. 125 <u>(13)</u>
		157. 15 <u>(9)</u>
	83	157. 175 <u>(2)</u>
24		157. 2 <u>(9)</u>
	84	157. 225 <u>(13)</u>
25		157. 25 <u>(9)</u>
	85	157. 275 <u>(2)</u>
26		157. 3 <u>(9)</u>
	86	157. 325 <u>(2)</u> <u>(6)</u> <u>(19)</u>
27		157. 35 <u>(2)</u> <u>(6)</u> <u>(19)</u>
	87	157. 375 <u>(2)</u> <u>(6)</u>
28		157. 4 <u>(9)</u>
	88	157. 425 <u>(2)</u> <u>(6)</u>

注 1 (1)は、航行に関する通信を行う場合に限る。

2 (2)は、外国の無線局と電気通信業務の通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。

3 (3)は、船舶局相互間において通信を行う場合に限る。

4 (4)は、港務に関する通信を行う場合に限る。

と通信を行う場合に限る。

5 (5)は、デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はF2Bとする。

6 (6)は、港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。

7 (7)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域において所属する専用海岸局及び当該専用海岸局に所属する他の船舶局と通信を行う場合に限る。

8 (8)は、日本沿岸海域において、船舶相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。

9 (9)は、外国の無線局と通信を行う場合に限る。

10 (10)は、156.8MHzの周波数の電波を使用して海上保安庁の無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶相互間において航行

5 (5)は、海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る。

6 (6)は、海岸局と通信を行う場合に限る。

7 (7)は、水先業務又は引き船業務に関する通信を行う場合及び外国の無線局と通信を行う場合に限る。

8 (8)は、双方向無線電話（電波法施行規則第2条第1項第37号の5に規定する双方向無線電話をいう。以下同じ。）又は船上通信設備（電波法施行規則第2条第1項第40号の3に規定する船上通信設備をいう。以下同じ。）を使用して通信を行う場合に限る。

9 (9)は、外国の無線局と電気通信業務の通信を行う場合に限る。

10 (10)は、日本沿岸において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に使用する無線局に混信を与えない場合に限る。

の安全に関する通信を行う場合に限る。

<p><u>11</u> (11)は、船舶相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p> <p><u>12</u> (12)は、双方向無線電話又は船上通信設備を使用して通信を行う場合に限る。ただし、日本沿岸海域において使用する場合は、水先業務及び引き船の業務に関する通信を行う無線局に混信を与えない場合に限る。</p> <p><u>13</u> (13)は、船舶の航行に関する通信を行う場合に限る。</p> <p><u>14</u> (14)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。</p> <p><u>15</u> (15)は、日本沿岸海域において、義務船舶局以外の船舶局が呼出応答を行う場合に限る。</p> <p><u>16</u> (16)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。</p> <p><u>17</u> 特に協定がある場合には、「その他」の欄の周波数を呼出し、応答及び準備信号に使用することができる。</p>	<p><u>11</u> (11)は、デジタル選択呼出しによる遭難、緊急及び安全用である。</p> <p><u>12</u> (12)は、外国の船舶局と通信を行う場合に限る。</p> <p><u>13</u> (13)は、外国の無線局と電気通信業務の通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は日本沿岸海域においてその所属する専用海岸局及び船舶局と通信を行う場合に限る。</p> <p><u>14</u> (14)は、遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。</p> <p><u>15</u> (15)の電波の型式は、F 2 Bとする。</p> <p><u>16</u> (16)は、船舶相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p> <p><u>17</u> (17)は、海上保安庁の海上無線航行業務を行う無線局が156.8MHzにより、船舶を呼び出すことが困難な場合に使用することができる。</p>
---	---

<p>18 <u>船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はF1Dとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を全海域で使用することを。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 4,000kHz以上の周波数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の海岸局</p>	<p>18 (18)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。</p> <p>19 (19)は、日本沿岸海域においてスポーツ及びレジャー通信を行う場合に限る。</p> <p>20 (20)は、スポーツ及びレジャー用無線局相互間の通信に使用してはならない。</p> <p>21 (21)は、外国の無線局と通信を行う場合に限る。</p> <p>22 特に協定がある場合には、「その他」の欄の周波数を呼出し、応答呼び準備信号に使用することができる。</p> <p>23 <u>船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はF1Dとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzを全海域で使用するものとする。</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2 海岸局が使用することができる電波の型式及び周波数</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 4,000kHz以上の周波数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ア以外の海岸局</p>
---	---

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		使用電波の型式及び周波数 (MHz)	
呼出し、応答及び準備信号の送信	呼出し、応答及び準備信号の送信 信その他すべての通信	呼出し、応答及び準備信号の送信	呼出し、応答及び準備信号の送信 信その他すべての通信
F 3 E	F 3 E	F 3 E	F 3 E
	149.65 (1) 150.35 (1) 151.09 (1) 151.33 (1) 152.37 (1) 153.49 (2) 156.375 (3) (4) 156.525 (5)		149.65 (1) 150.35 (1) 151.09 (1) 151.33 (1) 152.37 (1) 153.49 (2) 156.375 (3) (4) 156.525 (5) (6) (7)
	156.425 (3) (4) 156.575 (1) 156.65 (6) 156.725 (1) 156.8 156.875 (7)		156.425 (3) (4) 156.575 (1) 156.65 (8) 156.725 (1) 156.8 156.875 (9)
	157.49 (1) 158.53 (1)		157.49 (1) 158.53 (1)

注 1～注 4 (略)	158.57 (1)
	158.69 (1)
	158.85 (2)
	158.89 (1)
	158.93 (1)
	159.03 (1)
	159.05 (1)
	159.07 (1)
	159.17 (2)
	161.05 (1)
	161.525(1)
161.625(1)	
161.675(1)	
161.725(1)	
161.825(1)	
161.925(8)	
161.95 (8)	
162.975(9)	
162.025(9)	

注 1～注 4 (略)	158.57 (1)
	158.69 (1)
	158.85 (2)
	158.89 (1)
	158.93 (1)
	159.03 (1)
	159.05 (1)
	159.07 (1)
	159.17 (2)
	161.05 (1)
	161.525(1)
161.625(1)	
161.675(1)	
161.725(1)	
161.825(1)	
161.925(10)	
161.95 (10)	
161.975(11)	
162.025(11)	

<p>注5 (5)は、<u>デジタル選択呼出装置を使用する場合に限る。この場合の電波の型式はF2Bとする。</u></p> <p>注6 (6)は、<u>船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</u></p> <p>注7 (7)は、<u>日本沿岸海域においてスポーツ及びビジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。</u></p> <p>注8 (8)は、<u>日本沿岸海域においてスポーツ及びビジャー通信を行う場合に限る。</u></p> <p>注9 (9)は、<u>船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限る。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>注5 (5)は、<u>デジタル選択呼出しによる遭難、緊急及び安全用である。</u></p> <p>注6 (6)は、<u>遭難、緊急及び安全以外の目的のために呼出し用としても使用することができる。</u></p> <p>注7 (7)の電波の型式はF2Bとする。</p> <p>注8 (8)は、<u>船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</u></p> <p>注9 (9)は、<u>日本沿岸海域においてスポーツ及びビジャー用無線局が呼出応答を行う場合に限る。</u></p> <p>注10 (10)は、<u>日本沿岸海域においてスポーツ及びビジャー通信を行う場合に限る。</u></p> <p>注11 (11)は、<u>船舶自動識別装置を備える船舶局と通信を行う場合に限る。</u></p> <p>3・4 (略)</p>
---	---